

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成24年5月23日
【会社名】	株式会社ツノダ
【英訳名】	TSUNODA CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 角田 重夫
【本店の所在の場所】	愛知県小牧市大字三ツ淵字東播州1604番地 1
【電話番号】	0568 - 72 - 2331（代表）
【事務連絡者氏名】	E S 部マネージャー 渡邊 雅樹
【最寄りの連絡場所】	愛知県小牧市大字三ツ淵字東播州1604番地 1
【電話番号】	0568 - 72 - 2331（代表）
【事務連絡者氏名】	E S 部マネージャー 渡邊 雅樹
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 3,670,000円 発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 168,870,000円
	（注）1．本募集は、平成24年5月22日開催の当社取締役会決議に基づき、ストックオプションの付与を目的として新株予約権を発行するものであります。 2．新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という）がその権利を喪失した場合、及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社名古屋証券取引所 （愛知県名古屋市中区栄三丁目8番20号）

## 1【提出理由】

平成24年5月22日提出の有価証券届出書におきまして、訂正事項がありましたので下記のとおり訂正いたしたく、金融商品取引法第7条の規定に基づき、本訂正届出書を提出いたします。

## 2【訂正事項】

### 第一部 証券情報

#### 第1 募集要項

- 1 新規発行新株予約権証券  
(2) 新株予約権の内容等

#### 第3 第三者割当の場合の特記事項

- 1 割当予定先の状況

## 3【訂正内容】

訂正箇所は下線で示しています。

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行新株予約権証券】

## (2)【新株予約権の内容等】

&lt;訂正前&gt;

(前略)

新株予約権の行使の条件	<p>1. 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は、新株予約権者の死亡の日より1年間経過する日と行使期間満了日のいずれか早い方の日に至るまでに限り、新株予約権者が生存していれば行使できるはずであった新株予約権を行使することができるものとしします。</p> <p>2. 上記1.の規定にかかわらず、新株予約権者が死亡した場合で、当社が諸般の事情を考慮の上、当該新株予約権者の相続人による新株予約権の行使を書面により承認した場合は、当該新株予約権者の相続人は、新株予約権者が生存していれば行使できるはずであった新株予約権を行使することができるものとしします。</p> <p>3. 上記1.及び2.に定める場合を除き、新株予約権の相続による承継は認めないものとしします。</p> <p>4. 新株予約権者は、新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における当社の発行可能株式総数を超過することとなるときは、新株予約権を行使することはできないものとしします。</p> <p>5. 新株予約権者は、新株予約権の発行後において、以下の乃至に掲げる各号の一に該当した場合には、未行使の新株予約権を行使できなくなるものとしします。</p> <p>新株予約権者が当社の使用人等である場合において、当社の就業規則に定める出勤停止以上の懲戒処分を受けた場合</p> <p>新株予約権者が当社の取締役である場合において、会社法第331条第1項各号に規定する欠格事由に該当するに至った場合</p> <p>新株予約権者が当社の監査役である場合において、会社法第335条第1項及び第331条第1項各号に規定する欠格事由に該当するに至った場合</p> <p>新株予約権者が当社の取締役である場合において、会社法上必要な手続を経ず、会社法第356条第1項第1号に規定する競業取引を行った場合</p> <p>新株予約権者が当社の取締役である場合において、会社法上必要な手続を経ず、会社法第356条第1項第2号又は第3号に規定する利益相反取引を行った場合</p> <p>禁錮以上の刑に処せられた場合</p>
-------------	--

(後略)

&lt;訂正後&gt;

(前略)

新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は、新株予約権者の死亡の日より1年間経過する日と行使期間満了日のいずれか早い方の日に至るまでに限り、新株予約権者が生存していれば行使できるはずであった新株予約権を行使することができるものとします。</li><li>2. 上記1.の規定にかかわらず、新株予約権者が死亡した場合で、当社が諸般の事情を考慮の上、当該新株予約権者の相続人による新株予約権の行使を書面により承認した場合は、当該新株予約権者の相続人は、新株予約権者が生存していれば行使できるはずであった新株予約権を行使することができるものとします。</li><li>3. 上記1.及び2.に定める場合を除き、新株予約権の相続による承継は認めないものとします。</li><li>4. 新株予約権者は、新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における当社の発行可能株式総数を超過することとなるときは、新株予約権を行使することはできないものとします。</li><li>5. 新株予約権者は、新株予約権の発行後において、以下の 乃至 に掲げる各号の一に該当した場合には、未行使の新株予約権を行使できなくなるものとします。 新株予約権者が当社の使用人等である場合において、当社の就業規則に定める出勤停止以上の懲戒処分を受けた場合 新株予約権者が当社の取締役である場合において、会社法第331条第1項各号に規定する欠格事由に該当するに至った場合 新株予約権者が当社の監査役である場合において、会社法第335条第1項及び第331条第1項各号に規定する欠格事由に該当するに至った場合 新株予約権者が当社の取締役である場合において、会社法上必要な手続を経ず、会社法第356条第1項第1号に規定する競業取引を行った場合 新株予約権者が当社の取締役である場合において、会社法上必要な手続を経ず、会社法第356条第1項第2号又は第3号に規定する利益相反取引を行った場合 禁錮以上の刑に処せられた場合</li></ol>
-------------	--

(後略)

### 第3【第三者割当の場合の特記事項】

#### 1【割当予定先の状況】

<訂正前>

（前略）

##### g. 割当予定先の実態

割当予定先のうち当社の役員及び従業員である者につきましては、当社はそもそも当社の内規（行動指針及びコンプライアンス規程を含みます。以下同じ。）により反社会的勢力との一切の取引等の関りを排除しているところではございますが、当社は、当社内の内規に従いES部及び監査役会が中心となり反社会的勢力との一切の取引等の関りの有無について不定期に聞き取り調査をおこなっており、今回の決議に先立ち割当予定先を含む全役員及び全従業員からES部が同様の聞き取り調査を行いました。これらの調査を踏まえて、当社は、割当予定先のうち、当社の役員及び従業員である者につきましては、反社会的勢力とは関係がないものと判断しております。

また、割当予定先のうち顧問等につきましても、当社はこれまでも当社の内規により反社会的勢力との一切の取引等の関りを排除する一環としてES部により反社会的勢力との一切の取引等の関りの有無について調査しておりますが、角田安正氏は、元ブリヂストンサイクル株式会社専務取締役であり、平成14年から当社顧問として、自転車部門並びに経営全般に関して助言を当社にしております。露木正人氏は、KPMG東京事務所監査部門（現あずさ監査法人）を退所された後、露木公認会計士事務所を開設されました。同氏は、日本公認会計士協会租税調査会、国際租税専門部会専門委員や、GCA株式会社（東証マザーズ上場）監査役、当社取締役、慶應義塾大学大学院商学研究科特別招聘教授（非常勤）を務められていた時期があります。同氏は、上場支援、会計・税務顧問業務、国際税務コンサルティング等に従事しており、上場会社に求められる反社会的勢力の排除の義務についても熟知しております。林亨氏は、監査法人トーマツ名古屋事務所退所後、林亨公認会計士事務所を設立されました。同氏は当社内部監査人として内部監査を担当していただいております。田中清隆氏は、テミス総合法律事務所の代表パートナー弁護士であり、過去に、日本弁護士連合会民事介入暴力対策委員長、名古屋弁護士会会長、日本弁護士連合会副会長を務められており、上場会社に求められる反社会的勢力の排除の義務についても熟知しているだけでなく、現在も反社会的勢力と対峙する最前線に立たれております。上記経歴からも判りますように、顧問等は反社会的勢力と何らかの関りを持つような方々ではありませんが、今回の決議に先立ち顧問等からES部が反社会的勢力との一切の取引等の関りの有無について聞き取り調査を行いました。これらの調査を踏まえて、当社は、割当予定先のうち顧問等につきましても、反社会的勢力とは関係がないものと判断しております。

（後略）

&lt;訂正後&gt;

（前略）

## g．割当予定先の実態

割当予定先のうち当社の役員及び従業員である者につきましては、当社はそもそも当社の内規（行動指針及びコンプライアンス規程を含みます。以下同じ。）により反社会的勢力との一切の取引等の関りを排除しているところではございますが、当社は、当社内の内規に従いE S部及び監査役会が中心となり反社会的勢力との一切の取引等の関りの有無について不定期に聞き取り調査をおこなっており、今回の決議に先立ち割当予定先を含む全役員及び全従業員からE S部が同様の聞き取り調査を行いました。これらの調査を踏まえて、当社は、割当予定先のうち、当社の役員及び従業員である者につきましては、反社会的勢力とは関係がないものと判断しております。

また、割当予定先のうち顧問等につきましても、当社はこれまでも当社の内規により反社会的勢力との一切の取引等の関りを排除する一環としてE S部により反社会的勢力との一切の取引等の関りの有無について調査しておりますが、角田安正氏は、元ブリヂストンサイクル株式会社専務取締役であり、平成14年から当社顧問として、自転車部門並びに経営全般に関して助言を当社にしております。露木正人氏は、KPMG東京事務所監査部門（現あずさ監査法人）を退所された後、露木公認会計士事務所を開設されました。同氏は、日本公認会計士協会租税調査会、国際租税専門部会専門委員や、GCA株式会社（東証マザーズ上場）監査役、当社取締役、慶應義塾大学大学院商学研究科特別招聘教授（非常勤）を務められていた時期があります。同氏は、上場支援、会計・税務顧問業務、国際税務コンサルティング等に従事しており、上場会社に求められる反社会的勢力の排除の義務についても熟知しております。林享氏は、監査法人トーマツ名古屋事務所退所後、林享公認会計士事務所を設立されました。同氏は当社内部監査人として内部監査を担当していただいております。田中清隆氏は、テミス総合法律事務所の代表パートナー弁護士であり、過去に、日本弁護士連合会民事介入暴力対策委員長、名古屋弁護士会会長、日本弁護士連合会副会長を務められており、上場会社に求められる反社会的勢力の排除の義務についても熟知しているだけでなく、現在も反社会的勢力と対峙する最前線に立たれております。上記経歴からも判りますように、顧問等は反社会的勢力と何らかの関りを持つような方々ではありませんが、今回の決議に先立ち顧問等からE S部が反社会的勢力との一切の取引等の関りの有無について聞き取り調査を行いました。これらの調査を踏まえて、当社は、割当予定先のうち顧問等につきましても、反社会的勢力とは関係がないものと判断しております。

（後略）

以上